

鳥取県
緊急消防援助隊受援計画

平成29年7月
鳥取県

鳥取県緊急消防援助隊受援計画 目次

第1章 総則	・・・ 1
第2章 応援等の要請	・・・ 1
第3章 受援体制	・・・ 3
第4章 指揮体制及び通信運用体制	・・・ 5
第5章 消防応援活動の調整等	・・・ 5
第6章 応援等の引揚げの決定	・・・ 8
第7章 その他	・・・ 8

資料等

別表第1 用語の定義	・・・ 11
別表第2 関係機関連絡先	・・・ 15
別表第3 調整本部設置に係る資機材	・・・ 18
別表第4 鳥取県内の無線通信運用体制	・・・ 19
別表第5 消防本部別使用無線周波数	・・・ 20
別表第6 陸上隊進出拠点及び担当消防局	・・・ 21
別表第7 航空隊進出拠点	・・・ 23
別表第8 水上部隊進出拠点及び担当消防局	・・・ 24
別表第9 市町村別消火栓スピンドルドライバー	・・・ 25
別表第10 ヘリコプター離着陸場一覧	・・・ 26
別表第11 宿営可能場所	・・・ 34
別表第12 陸上隊燃料補給場所	・・・ 36
別表第13 水上小隊燃料補給場所	・・・ 43
別表第14・15 災害時における燃料等の供給に関する協定締結団体	・・・ 44
別表第14・15 災害時における重機派遣に関する協定締結団体	・・・ 44
別表第14・15 災害時における物資調達に関する協定締結団体	・・・ 44

別紙第1 緊急消防援助隊応援要請系統図	・・・ 53
別紙第2 調整本部の運営に係るチェックリスト	・・・ 55
別紙第3 緊急消防援助隊部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）	・・・ 59
別紙第4 緊急消防援助隊部隊移動系統図（都道府県知事による部隊移動の指示）	・・・ 60

要請要綱別記様式 1-1	緊急消防援助隊の応援等要請	・・・61
要請要綱別記様式 1-2	応援等要請のための連絡事項	・・・62
要請要綱別記様式 3-2	緊急消防援助隊の応援等決定通知	・・・63
要請要綱別記様式 3-3	緊急消防援助隊の出動隊数通知	・・・64
要請要綱別記様式 4-1	緊急消防援助隊の引揚決定通知	・・・65
要請要綱別記様式 6-1	部隊移動に関する意見（照会）	・・・66
要請要綱別記様式 6-2	部隊移動に関する意見（回答）	・・・67
要請要綱別記様式 6-4	緊急消防援助隊の部隊移動通知	・・・68
要請要綱別記様式 6-5	緊急消防援助隊の部隊移動の指示	・・・69
要請要綱別記様式 6-6	緊急消防援助隊の部隊移動通知	・・・70
要請要綱別記様式 7	鳥取県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	・・・71

鳥取県緊急消防援助隊受援計画

平成29年7月3日 第201700053336号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）、緊急消防援助隊の編制及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「要請要綱」という。）のほか、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局とする。

2 代表消防機関代行は以下の消防局とし、次の順位により代表消防機関を代行するものとする。

(1) 第1順位 鳥取県西部広域行政管理組合消防局

(2) 第2順位 鳥取中部ふるさと広域連合消防局

3 前項までに定めるもののほか、用語については【別表第1】のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

第3 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、〈別紙第1〉のとおり行うものとする。

2 被災地の広域行政管理組合及び広域連合の長（又は被災地の広域行政管理組合及び広域連合の長に委任を受けた消防局長（以下「被災地組合等の長」という。））は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び鳥取県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、鳥取県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする〈要請要綱別記様式1-2〉。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 3 被災地組合等の長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地組合等の長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする〈要請要綱別記様式1-2〉。
- 5 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び鳥取県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする〈要請要綱別記様式1-1〉。
- 6 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 7 知事は、被災地組合等の長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- 8 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。
- 9 知事は、被災地組合等の長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設等の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。
- 10 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第4 知事は、長官から〈要請要綱別記様式3-2〉により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 知事は、長官から〈要請要綱別記様式 3-3〉により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地組合等の長に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

- 第5 鳥取県内の各消防局は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が鳥取県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、鳥取県に対して報告するものとする。
- 2 鳥取県は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が鳥取県内で発生した場合は、早期に鳥取県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。
- 3 鳥取県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

(連絡体制)

- 第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 応援要請時の連絡先は、【別表第2】のとおりとする。
 - (2) 消防庁と鳥取県の連絡方法は、原則としてNTT回線（電話又はファクシミリ、電子メール）を使用し、次に地域衛星通信ネットワーク、消防防災無線等を使用するものとする。
 - (3) 鳥取県と各消防局の連絡方法は、原則として、鳥取県防災行政無線（電話又はファクシミリ）を使用し、次にNTT回線、地域衛星通信ネットワーク等を使用するものとする。
 - (4) 代表消防機関と各消防局との連絡は、原則としてNTT回線（電話又はファクシミリ）を使用し、次に鳥取県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を使用するものとする。ただし、有線断絶時には消防波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

- 第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、鳥取県災害対策本部（以下「災对本部」という。）に設置するものとする。（第2庁舎4階会議室）ただし、必要に応じて、被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、消防防災課長及び鳥取県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

 - (1) 危機管理局消防防災課の職員
 - (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
 - (3) 被災地を管轄する消防局の職員
 - (4) 鳥取県消防防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「鳥取県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、消防庁、災対本部及び指揮支援本部と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、鳥取県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防局の活動、鳥取県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 鳥取県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 災対本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 鳥取県は、【別表第3】に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 10 調整本部は、【別紙第2】を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段的確保等を行うものとする。
- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防局及び消防団の活動状況、鳥取県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(指揮本部の設置)

- 第8 被災地消防局は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防局及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関する事。

- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防局及び消防団の活動状況、鳥取県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、鳥取県に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、鳥取県内で活動する指揮支援隊を統括し、災対本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 緊急消防援助隊の連絡体制は、〈要請要綱別記様式7〉のとおりとする。

(通信運用体制)

第10 鳥取県内の無線通信運用体制は、【別表第4】のとおりとする。

- 2 各消防局の使用無線周波数は、【別表第5】のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防局と協議するものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防局は、【別表第6】のとおりとする。
 - (2) 航空隊の進出拠点及び担当消防局は、【別表第7】のとおりとする。
 - (3) 水上隊の進出拠点及び担当消防局は、【別表第8】のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防局に対して連絡するものとする。
 - 3 進出拠点担当消防局は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
 - 4 連絡員等は、到着した〇〇都道府県大隊、〇〇都道府県統合機動部隊、〇〇都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

（任務付与）

第12 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

（資機材の貸出し及び地図の配付）

第13 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、【別表第9】のとおりとする。
- 3 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第14 ヘリコプター離着陸場所は、【別表第10】のとおりとする。

（宿営場所）

第15 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、【別表第11】のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防局と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防局に対して連絡するものとする。
- 3 宿営場所担当消防局は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第 16 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、【別表第 12】のとおりとする。
- 3 水上小隊の燃料補給場所は、【別表第 13】のとおりとする。

(燃料調達要請)

第 17 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定（災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定書）に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における燃料等の供給に関する協定（災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定書）を締結している団体は、【別表第 14・15】のとおりとする。

(重機派遣要請)

第 18 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定（災害時における応急対策業務等に関する基本協定）に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における重機派遣に関する協定（災害時における応急対策業務等に関する基本協定）を締結している団体は、【別表第 14・15】のとおりとする。

(物資等調達要請)

第 19 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定（災害時における生活関連物資の調達に関する協定）に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における物資調達に関する協定（災害時における生活関連物資の調達に関する協定）を締結している団体は、【別表第 14・15】のとおりとする。

(部隊移動)

第 20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、＜別紙第 3 又は別紙第 4＞のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第 21 知事は、長官から＜要請要綱別記様式 6-1＞により意見を求められた場合は、被災地組合等の長に対して意見を求めるものとする。

- 2 被災地組合等の長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して＜要請要綱別記様式 6-2＞により回答するものとする。
- 3 知事は、被災地組合等の長の意見を付して、長官に対して＜要請要綱別記様式 6-2＞によ

り回答するものとする。

- 4 知事は、長官から〈要請要綱別記様式6-4〉により連絡を受けた場合は、被災地組合等の長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第22 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地組合等の長の意見を把握するよう努めるとともに、鳥取県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を經由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対し、〈要請要綱別記様式6-5〉により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに〈要請要綱別記様式6-6〉により通知するものとする。
- 5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第23 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第24 被災地組合等の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地組合等の長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。〈要請要綱別記様式4-1〉
- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 その他

(情報共有)

第25 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(地理情報)

第26 鳥取県及び各消防局の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した管内の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第27 知事、各市町村長及び各消防局の長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防本部の受援計画の策定)

第28 各消防局の長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防局の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、鳥取県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防局の長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するとともに、鳥取県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに鳥取県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(航空隊の受援計画)

第29 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、鳥取県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

附 則

この計画は、平成29年7月3日から施行する。